

**「フロン排出抑制法」(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)について**

日頃から、道の地球温暖化対策の推進に御理解・御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年4月1日に施行された「フロン排出抑制法」においては、業務用エアコンや冷凍・冷蔵機器のうち、冷媒としてフロン類が使用されている機器(同法では「第一種特定製品」といいます)の管理者(ユーザーなど)を対象として、次のような内容が求められております。

つきましては、その内容について御確認いただき、同法の適正な施行について御協力をお願いします。

記

**1 平常時の点検及びフロン類の漏えい発見時の対応等について**

(1) 平常時の対応

① 適切な場所への設置等

機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置や、設置する環境の維持保全

② 機器の点検

○ 全ての第一種特定製品を対象とした「簡易点検」の実施(3ヶ月に1回以上)

**※ 別紙様式「フロン排出抑制法 簡易点検表」(両面：業務用エアコン・業務用冷凍空調機器)を参考にしてください。**

○ 一定の第一種特定製品について、専門知識を有する者による「定期点検」の実施

◆ 法律上必要な定期点検の頻度

機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力	定期点検の頻度
7.5kW以上の冷凍冷蔵機器	1年に1回以上
50kW以上のエアコン	1年に1回以上
7.5kW以上50kW未満のエアコン	3年に1回以上

(2) フロン類の漏えい発見時の対応

○ 漏えい防止措置、修理しないままの充填の原則禁止

冷媒漏えいが確認された場合の点検、漏えい箇所の特定・修理。漏えい・故障を確認した場合は、修理を行うまでは原則フロン類の充填禁止

(3) 点検等の履歴の保存等

○ 適切な機器管理を行うため、機器の点検・修理、冷媒の充填・回収等の履歴を記録・保存

○ 機器整備の際に、整備業者等の求めに応じて当該記録を開示すること

**2 フロン類算定漏えい量の報告**

フロン類の算定漏えい量が年間1000t-CO<sub>2</sub>以上の事業者については、翌年度の7月末までに事業者の名称・所在地や算定漏えい量を国に報告しなければなりません。

**3 その他**

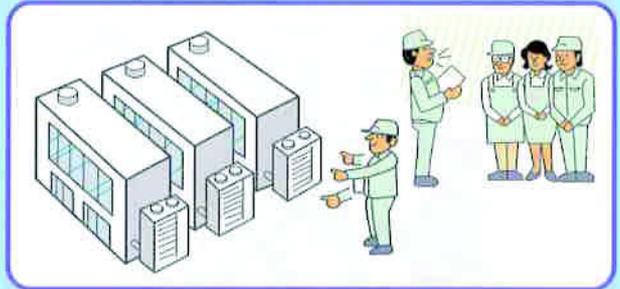
裏面の図解イラスト((一社)日本冷凍空調設備工業連合会、(一財)日本冷媒・環境安全機構及び(株)空調タイムス 作成)もご覧ください。

## 機器の所有者は 責任が増加します

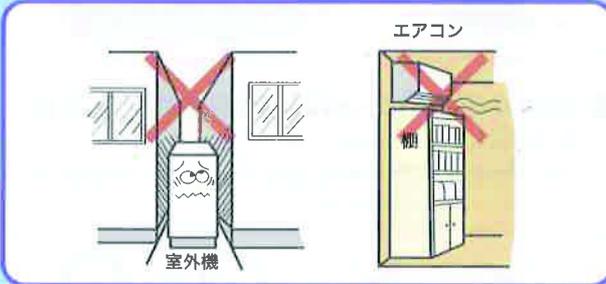
- 管理担当者を決める
- 管理する機器を調査しリストを作る
- 機器ごとに点検・整備記録簿を作成



- 簡易点検する担当者を決める
- 日常的に簡易点検 (3ヶ月に1回以上)



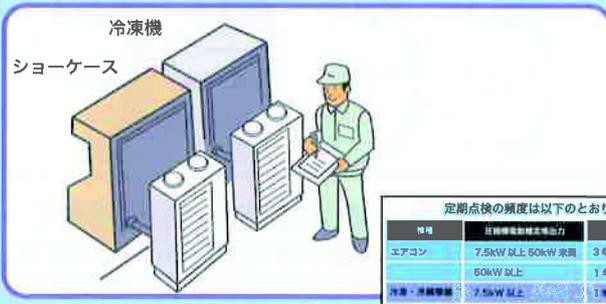
- 適切な設置と適正な使用環境の維持



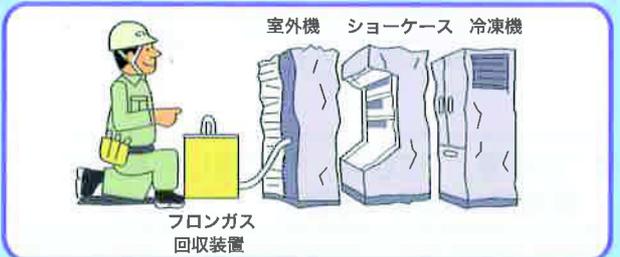
- 漏えいの疑いがあるときは速やかに専門業者に点検・修理を依頼する



- 専門業者による定期点検を実施



- 機器を廃棄する際はフロンを回収しなければなりません



- 点検・整備記録簿に記録・保存



- 算定漏えい量の報告



### 罰則 (管理者関係)

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| 1) 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 | ①フロンのみだり放出                                  |
| 2) 50万円以下の罰金          | ①管理者の判断基準違反 ②行程管理票交付違反                      |
| 3) 20万円以下の罰金          | ①「管理の適正化の実施状況報告」の未報告、虚偽報告 ②立入検査の取去の拒否、妨げ、忌避 |
| 4) 10万円以下の過料          | ①算定漏えい量の未報告、虚偽報告                            |